

盛岡市飲料水供給施設個別施設計画

令和 7 年 4 月

環境部環境企画課

玉山総合事務所住民福祉課

目次

1	計画の位置づけ	1
2	施設の現状と課題	1
3	対象施設	2
4	計画期間	3
5	基本的な取組方針	3
6	事業実施時期及び概算事業費について	4
7	対象施設の位置図	5

1 計画の位置づけ

国においては、公共施設の長寿命化を図るため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、本市では、平成27年2月にこの基本計画に基づく行動計画に位置付けられる「盛岡市公共施設等総合管理計画」を策定した。

環境企画課及び住民福祉課が所管している飲料水供給施設等は、老朽化が著しく、大規模な更新が必要な時期を迎えており、施設の利用状況や更新に伴う利用者負担等を考慮して検討した結果、令和8年度末をもって全ての施設を廃止し、利用者に対する個別の井戸の整備により飲料水を確保する方針としたので、個別施設計画として位置づける。

2 施設の現状と課題

各施設とも管路及び設備等老朽化が進み、安定した水供給が出来なくなっている。これまで必要な補修等は実施してきたが、今後、継続して利用するためには大規模な更新が必要になるが、施設整備当時のような国の補助事業が無い場合、予算確保が課題となるほか、必要な更新を完了するまでの期間が長期化する可能性が高い。

また、施設は供用開始当時の人口が維持される前提で整備されたが、各施設ともに利用人口が減少し、今後も減少するものと予想され、現状の施設規模では過大な施設となる等の影響がある。

所管課	施設名	所在地	供用開始年 及び経過年数	現在給水人口 ／当初給水人口
環境企画課 (直営管理)	一本松飲料水 供給施設	下米内一本松69 - 12	昭和58年 (42年経過)	26人／64人
	川目飲料水供 給施設	川目第5地割121 - 23	平成9年 (28年経過)	29人／52人
住民福祉課 (指定管理)	葛巻飲料水供 給施設	玉山馬場字田茂内 13-6、13-7	昭和43年 (57年経過)	34人／54人
	中日戸飲料水 供給施設	日戸字日影30-2	昭和44年 (56年経過)	37人／98人
	大神飲料水供 給施設	玉山馬場字葛巻4 - 3	昭和44年 (56年経過)	15人／54人
	町村飲料水供 給施設	藪川字町村180-2	昭和51年 (49年経過)	14人／74人
	大平飲料水供 給施設	寺林字平森71-2	昭和52年 (48年経過)	32人／90人
	岩洞飲料水供 給施設	藪川字外山35-5	昭和45年 (平成11年更新) (26年経過)	5人／74人
	大沼飲料水供 給施設	藪川字日向40-7	平成3年 (34年経過)	20人／74人

3 対象施設

本計画は、盛岡市が条例に位置付けている水道施設のうち、水道事業の用に供する水道以外の9施設を対象とする。

区分		名称等	定義		施設	関係条例等
水道法適用	水道事業の用に供する施設	水道事業	水道法 第3条第2項		盛岡市水道	盛岡市水道事業の設置等に関する条例
		簡易水道事業	水道法 第3条第3項 給水人口101～5,000人		前田	盛岡市簡易水道条例
	水道事業の用に供する水道以外の施設	専用水道	水道法 第3条第6項 水道事業の用に供する水道以外の水道。1日に最大で20m³を超える水を供給できる能力がある施設	盛岡市飲料水供給施設	<u>一本松</u> <u>川目</u>	●盛岡市飲料水供給施設建設等事業費分担金条例 ●盛岡市飲料水供給施設条例
		簡易専用水道	水道法第3条第7項		—	—
水道法適用外		1日に最大で20m³を超える水を供給できない施設（給水人口100人以下）	盛岡市飲料水供給施設	<u>葛巻</u> <u>中日戸</u> <u>大神</u> <u>町村</u> <u>大平</u> <u>岩洞</u> <u>大沼</u>	○岩手県飲用井戸等衛生対策要領 ●盛岡市飲料水供給施設建設等事業費分担金条例 ●盛岡市飲料水供給施設条例	

4 計画期間

本計画の期間は、令和7年から令和8年度までとする。

ただし、施設利用者の飲用水確保時期等の変更等により、適宜計画を見直すこととする。

5 基本的な取組方針

(1) 点検、診断、修繕等

各施設の利用者が施設とは別の飲用水を確保できるまでの間は、安心安全な飲料水供給に係る施設の運用に必要な取組を着実に実施する。

施設全般の点検については、日常点検及び定期点検を行うとともに、特殊設備については、専門業者による点検を行う。

また、施設の劣化等がある場合は、詳細調査の上、性能確保のための診断等を行い緊急補修などにより適切に施設の保全を行う。

(2) 維持管理等の基準

施設機能を適切に確保するため、水道法等の関係法令等に基づき定期的な水質検査等を行う。

(3) 施設廃止に向けた対応

施設は、更新を行わずに廃止する。施設受益者に対しては、受益者が行う井戸整備に対して支援を行う。施設受益者の井戸整備が完了した後に、廃止工事を行う。

ア 井戸等整備支援事業

施設受益者が行う井戸整備に必要となる設備導入費等（井戸設置に係る費用等）を支援する。

なお、設備導入完了後、1年以内に発生した不具合については対応する予定である。

（補助率 10/10）

イ 施設廃止工事

井戸整備が完了した後に、浄水施設、配水施設等の撤去等を行う。財源として公共施設等適正管理推進事業債の活用を検討する。（充当率 90%）

6 事業実施時期及び概算事業費について

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別施設の 廃止工事			一本松・川目（環境企画課） 16,530千円	中日戸・岩洞・大神・ 大平・町村・葛巻・ 大沼（住民福祉課） 48,500千円
【参考】井戸等整備支援事業等				
井戸等整備 支援事業	一本松（環境企画課） 27,603千円 中日戸・岩洞・ 大神・大平 （税務住民課） 53,040千円	大平・町村・岩洞 （税務住民課） 78,672千円	川目（環境企画課） 30,200千円 葛巻・大沼・大平 （住民福祉課） 68,600千円	
公共施設飲 用水確保事 業 （各施設所 管課が実 施）	岩洞：岩洞生活改善センター、岩洞消防屯所 町村：町村活性化センター、町村消防屯所 26,014千円	大沼：菰川体験農園 葛巻：姫神地区振興センター、葛巻消防屯所 18,299千円		

7 対象施設の位置図

